

令和2年(2020年)
5/11
No.1429



区のおしらせ

ちゅうおう

6月15日(月)から

マイナンバーカードの
申請サポート開始

マイナンバーカードを
作りたいけど申請方法が
分からない

写真を撮りに行く
機会がない

という方へ

区役所の窓口で6月15日(月)からマイ
ナンバーカード(別図1 参照)の申請サポ
ートを開始します。
申請に必要なタブレット端末の操作は
担当職員と一緒にいき、無料で写真撮影
を行うなど、簡単にマイナンバーカード
の申請ができます。
◎写真はマスクを外して撮影するため、
風邪などの症状がある方は、後日の申
請をお願いします。
◎開始時期は変更になる場合があります。

利用できる方

中央区に住民登録がある方

受け付け時間

・月～金曜日(祝日および年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時(水曜日は午後7時まで延長)
・日曜日(年末年始を除く)
午前9時～午後5時

会場

区役所1階区民生活課総合窓口係

必要なもの

・個人番号カード交付申請書(別図2 参照)
・本人確認書類(運転免許証、パスポート、健康保険証など)

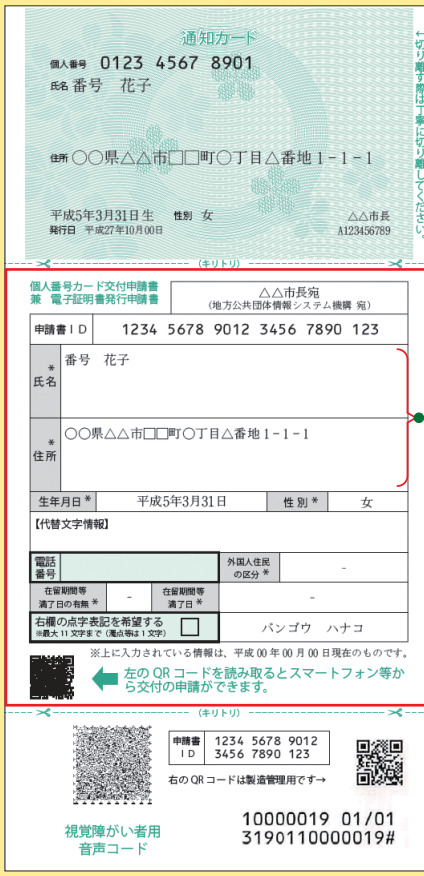
▲マイナンバーPRキャラクター「マイナちゃん」

◎交付申請書がない場合や記載されてい
る氏名や住所に変更がある場合は申請
用紙を発行しますので、本人確認書類
のみお持ちください。
交付申請書が発行できない日
毎月第3日曜日(1日が日曜日の月は
第4日曜日)はシステム保守のため、全
国的に交付申請書の発行ができません。
申請サポートは日曜日でもご利用いた
だけますが、交付申請書をお持ちでない方
や、交付申請書の住所や氏名などが現在
の住民票と異なる方は、交付申請書の発
行ができる日に申請サポートをご利用く
ださい。
問 区民生活課総合窓口係
☎(3546)5320

別図1



別図2



この交付申請書を
窓口
にお持ちください

申請書がない方や
記載されている
氏名や住所に
変更がある場合は、
区役所で新たな
交付申請書を
発行します。

6月15日(月)から マイナポイント予約
(マイキーID設定)支援窓口開設

現在、国では「マイナポイント」を
活用した消費活性化策の実施を予定
しています。
マイナポイントとは
事前に選択した民間のキャッ
シュレス決済サービス(交通系ICカード、
〇〇Payなど)で一定額のチャージ
またはお買い物をする、その金額
に対し25%(最大5,000円)分が「マイ
ナポイント」として付与され、選択
したキャッシュレスサービスのポ
イントとして使うことができます。
マイナポイントの予約
マイナポイントを受け取るには、
事前にマイナンバーカードを取得の
上、パソコンや対応のスマートフォ
ンを使って、マイナポイントの予約
(マイキーID設定)が必要になりま
す(別図3のとおり)。

マイナポイント予約支援窓口

区役所では、「マイナポイントの
予約方法が分からない」、「パソコン
や対応のスマートフォンを持ってい
ない」という方を対象に、6月15日
(月)からマイナポイント予約支援窓
口を開設します。
受け付け時間
・月～金曜日(祝日および年末年始
を除く)
午前8時30分～午後5時(水曜
日は午後7時まで延長)
・日曜日(年末年始を除く)
午前9時～午後5時
会場
区役所1階
必要なもの
マイナンバーカード

マイナポイントの予約方法

スマホで簡単3つの手順

手順1

マイナポイントアプリ
をダウンロード
◎Android端末は「JPKI利用者
ソフト」もダウンロードが必要
(今後、マイナポイントアプリと
一体化予定)

手順2

アプリの
指示に従って
マイナンバーカード
を読み取り

手順3

マイナンバーカード
申請時or取得時に
設定した4桁の
暗証番号を入力

App StoreもしくはGoogle Playで「マイナポイント」を検索!

「マイナンバーの通知方法の変更」については
2面をご覧ください

凡例 問い合わせ(申込)先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス

掲載のイベント 最新情報は区のホームページをご覧ください。お問い合わせください。



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

「区のおしらせ ちゅうおう」は毎月1日、11日、21日の月3回発行。次回5月21日号は新聞折り込みです。

(1)

マイナンバーの通知方法が変わります

マイナンバー(個人番号)を通知するため皆さんに送付した「通知カード」(別図1参照)は5月下旬に廃止となります。

出生などで新たにマイナンバーが付番される場合は、通知カードに代わり、「個人番号通知書」(別図2参照)が地方公共団体情報システム機構から郵送されます。

◎マイナンバー、氏名、生年月日、発行日などが記載された書面です。

◎住所や氏名に変更があっても、変更の手続きは不要です。

◎再交付はできません。

◎マイナンバーを証明する書類として使用できません。

マイナンバーの証明書類

通知カード廃止後のマイナンバーの証明書類は次のとおりです。

- ・マイナンバーカード(顔写真付き)
- ・マイナンバーが記載された住民票

の写しまたは住民票記載事項証明書

◎廃止以前に交付された通知カードは、経過措置として住所や氏名などが現在の住民票と一致している場合のみ、引き続きマイナンバーの証明書類として使用できます。

住民票の写しなどへのマイナンバーの記載について

住民票の写しなどには請求がない限り、マイナンバーを省略して交付します。

税や社会保障などの手続きで住民票の写しなどにマイナンバーの記載が必要な場合は、住民票の窓口でその旨ご請求ください。

交付済みの通知カードの取り扱い

- ・住所・氏名などの変更に伴う記載の変更(追記)や、紛失などによる再交付はできません。
- ・マイナンバーカードの交付を希望

する場合は、マイナンバーカードを受け取る際に通知カードを返納してください。

区民生生活課総合窓口係

☎(3546)5320

日本橋特別出張所区民係

☎(3666)4253

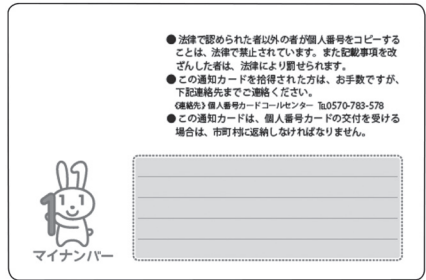
月島特別出張所区民係

☎(3531)1153

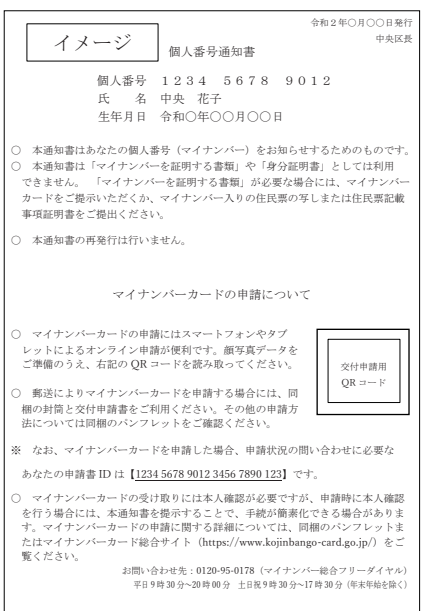
別図1 通知カード(表)



通知カード(裏)



別図2 個人番号通知書のイメージ



令和2年度認証保育所保育料補助

認証保育所に児童を預けている保護者の経済的負担を軽減するため、認証保育所に支払う保育料の一部を補助します。

補助条件

次の全ての条件に該当することが必要です。

- ・児童および保護者が、月の初日現在、中央区に住んでいる(住民登録がある)。
- ・保護者が認証保育所と月極契約を結び、児童が申請月の初日現在、在籍している(一時預かり保育などの利用は対象外)。
- ・保護者(契約者)が保育料を滞納していない。
- ・認証保育所に支払っている保育料と、認可保育所に在籍した場合の保育料との差額が10,000円(第2子以降は5,000円)以上ある。
- ・保護者が就労などの理由により、日中児童の保育を必要とする状況にある(認可保育所の入所基準を満たしている)。
- ・幼児教育・保育の無償化による施設等利用給付認定を受けている(0～2歳児クラスの非課税世帯の児童および3～5歳児クラスの児童の場合)。

対象施設

都認証保育所(区外の施設も含む)。区内の認証保育所の一覧は、別表1のとおり)

補助金額

認証保育所に支払っている月額保育料と認可保育所に在籍した場合の月額保育料の差額に応じて補助金額を決定します(別表2のとおり)。

申請手続き

区内の認証保育所に入所している場合は、保育所を通じて申請に必要な書類を配布します。申請書に必要な事項を記入・押印の上、勤務証明書などの必要書類を添えて、入所している区内認証保育所へ提出してください。

なお、区外の認証保育所に入所している場合は、申請に必要な書類は区からご自宅宛てに直接郵送します。

交付時期

補助金は、申請時に登録していた口座に4カ月ごと(9・1・4月)に振り込みます。

その他

- ・補助金の対象となる認証保育所との月極契約料金は、月220時間が上限となります。また、延長保育料、オプション料金、補食代、雑費などは除きます。
- ・認証保育所と月極契約をしていても、同時に他の保育所や公私立幼稚園などに在籍している場合は、補助金は支払われません。

◎詳しくは、「令和2年度認証保育所保育料補助金のおしらせ」冊子や区のホームページをご覧ください。

区保育課保育運営係

☎(3546)5422

子育て応援サイト「こどもすくすくナビ」

妊娠・出産・子育てに関する行政サービスや情報についてカテゴリー別にまとめた「こどもすくすくナビ」を開設しています。

スマートフォンやタブレット端末からも二次元コードでアクセスすることができるので、簡単に必要な情

報を手に入れることができます。

区子育て支援課子育て支援係

☎(3546)5350

区こどもすくすくナビ

https://chuo-city.mafre.jp/



別表1

名 称	所在地	電 話
ポピンズナーサリースクール京橋	銀座1-25-3 京橋プラザ1階	☎(3538)2101
グローバルキッズ新川園	新川2-16-10 プライムアーバン新川3階	☎(3553)4141
アスク人形町駅前保育園	日本橋人形町3-4-14 KDX人形町ビル2階	☎(5649)8019
グローバルキッズ水天宮前園	日本橋箱崎町44-7 箱崎YMビル	☎(3662)1717
ニチイキッズさわやか日本橋浜町保育園	日本橋浜町3-3-1 トルナーレ日本橋浜町2階	☎(3249)7141
マミーズエンジェル月島保育園	月島1-2-13 ワイズビルディング1階	☎(3534)8288
ちゃいれつく月島駅前保育園	月島1-3-2 佃権月島ビルディング3階	☎(5548)2308
さくらさくみらい 月島	月島2-18-2	☎(6225)0239
ポピンズナーサリースクール月島	月島3-1-11 1・2階	☎(5547)2113
ピノキオ幼児舎月島園	月島4-18-3 クイーンズハウス1階	☎(3532)5370
ニチイキッズさわやかプラザ勝どき保育園	勝どき1-1-1 プラザ勝どき1階	☎(3532)6730
アスク晴海保育園	晴海1-8-16 晴海トリトン2階	☎(5546)1325

別表2

0～2歳児クラスの課税世帯

保育料差額	補助金額(月額)	
	第1子	第2子以降
1円以上 5,000円未満	支給なし	支給なし
5,000円以上 10,000円未満		5,000円
10,000円以上 15,000円未満	10,000円	10,000円
15,000円以上 20,000円未満		15,000円
20,000円以上 25,000円未満	20,000円	20,000円
25,000円以上 30,000円未満		25,000円
30,000円以上 35,000円未満	30,000円	30,000円
35,000円以上 40,000円未満		35,000円
40,000円以上 45,000円未満	40,000円	40,000円
45,000円以上 50,000円未満		45,000円
50,000円以上 55,000円未満	50,000円	50,000円
55,000円以上 60,000円未満		55,000円
60,000円以上	60,000円	

0～2歳児クラスの非課税世帯(施設等利用給付認定を受けた場合に限り)

保育料差額	補助金額(月額)	
	第1子	第2子以降
1円以上 42,000円未満	認証保育所の保育料	
42,000円以上 45,000円未満		
45,000円以上 50,000円未満	42,000円	42,000円
50,000円以上 55,000円未満		45,000円
55,000円以上 60,000円未満	50,000円	50,000円
60,000円以上		55,000円
60,000円以上	60,000円	

3～5歳児クラスの世帯

保育料差額	補助金額(月額)	
	第1子	第2子以降
1円以上 37,000円未満	認証保育所の保育料	
37,000円以上 40,000円未満		
40,000円以上 45,000円未満	40,000円	37,000円
45,000円以上 50,000円未満		40,000円
50,000円以上	50,000円	

●●●●●施設等利用給付●●●●●

「子育てのための施設等利用給付認定」を受けた方で、0～2歳児クラスの住民税非課税世帯は月額上限42,000円まで、3～5歳児クラスは月額上限37,000円まで施設の利用料が、幼児教育・保育の無償化の対象となります(利用施設により無償化上限は異なります)。

給付を希望する場合は、「子育てのための施設等利用給付認定」を受けた上で、請求の手続きを行う必要があります。認定の申請方法や請求の手続きは利用施設と利用事業により異なります。**別表1**をご確認ください。

認定区分

利用施設と利用事業に対応する認定区分の申請が必要となります。

別表1を参考に必要な認定の区分の「具体的な条件」を、**別表2**でご確認ください。1つでも満たさない場合には、認定をすることができません。「保育の必要性の認定」は要件の審査を行います。申請しても必ず認定されるものではありません。

必要書類・提出方法

希望する認定区分により、必要書類が異なります。書類の詳細については**別表3**をご確認ください。

家庭状況・勤務状況などに変更があった場合

住所・氏名の変更、出産、産前・産後休暇、育児休業、転職、退職など、家庭の状況や勤務の状況に変更があった場合は「子育てのための施設等利用給付認定変更認定申請書兼

申請内容変更届」の提出が必要です。変更する内容により、添付書類が必要になります。

施設の確認

施設等利用給付を受けるためには利用する施設・事業が、利用日の時点で無償化に伴う「確認」を受けていることが条件となります。対象施設の「確認」の有無については施設の所在する自治体のホームページなどでご確認ください。

請求(給付)の手続き

利用する施設によって異なります。**別表4**をご確認ください。また、給付内容については、利用する施設や年齢により異なります。詳しくは区のホームページをご覧ください。

なお、認定を受ける以前の分(有

効な認定期間外の分)については請求(給付)をすることができません。認定を遡ることはできないため、必ず入園・利用前に手続きをしてください。

図・「施設等利用給付の認定」に関すること

保育課保育入園係

☎(3546)5387・9587

・「施設等利用給付の請求」に関すること

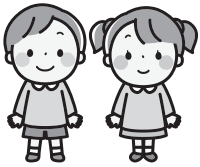
保育課保育運営係

☎(3546)5422

・区立幼稚園に関すること

学務課学事係

☎(3546)5513・5514



別表1

利用施設または利用事業		認定区分	施設の確認	請求方法(詳細は別表4をご確認ください)
認可外保育施設等(※1)		2・3号認定	必要	A
中央区立幼稚園	預かり保育等利用・あり	2号認定		B
新制度未移行幼稚園(※2)	預かり保育等利用・なし	1号認定		C
	預かり保育等利用・あり	2・3号認定		
上記以外の新制度移行幼稚園および認定こども園(短時間・幼稚園部分)	預かり保育等利用・あり	2・3号認定		D
認証保育所	2・3号認定			
企業主導型保育所	本給付は対象外です。 利用料の減額に必要な手続きについてはご利用中の施設にお問い合わせください。			

(※1)認可外保育施設(東京都認証保育所を除く)、病児保育事業、一時預かり事業、居宅訪問型保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象となります。「～幼稚園」の名称を使用している施設など、日本の学校教育法上の「幼稚園」としての認可施設ではない施設はこの区分での請求になります。居宅訪問型保育事業およびファミリー・サポート・センター事業については、送迎のみの利用日の分は給付対象外です。

(※2)幼稚園は子ども・子育て支援新制度に移行している園と移行していない園に分けられます。ご利用の園がどちらに該当するかについては、園へご確認ください。

別表2	認定区分	具体的な条件
	1号認定	・施設・事業の利用日に児童が中央区民であること ・対象の施設・事業を利用(予定含む)していること
	2号認定	・施設・事業の利用日に児童が中央区民であること ・3～5歳クラス該当児であること ・保育を理由に施設・事業を利用(予定含む)していること
	3号認定	・施設・事業の利用日に児童が中央区民であること ・0～2歳クラス該当児であること ・住民税非課税世帯該当であること ・保育を理由に施設・事業を利用(予定含む)していること

別表3	認定区分	必要書類
	1号認定	・子育てのための施設等利用給付認定申請書 ・個人番号確認書類・本人確認書類
	2・3号認定	・子育てのための施設等利用給付認定申請書 ・個人番号確認書類・本人確認書類 ・「保育を必要とする理由」が確認できる書類(勤務証明書、診断書、母子手帳など)
◎家庭の状況によって必要書類が異なる場合があります。必ず「施設等利用給付のごあんない【令和2年度申請用】」で詳細をご確認ください。		
提出方法		
窓口で申請をする場合		区役所6階保育課保育入園係 日本橋・月島特別出張所 月～金曜日午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日・休日、年末年始を除く)
郵送で申請する場合		〒104-8404 中央区築地1-1-1 中央区役所保育課保育入園係 宛

別表4

対象施設			無償となる利用料の上限額		請求に必要な書類	提出方法
			利用料上限額	預かり保育(※2)		
A 認可外保育施設など (認可外保育施設、病児保育事業、一時預かり事業、居宅訪問型保育事業、ファミリー・サポート・センター事業)			月額42,000円 0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯		①請求書(※1) ②特定子ども・子育て支援提供証明書(施設で発行) ③領収証(施設で発行) ②と③の金額は必ず一致している必要があるため、②と③を兼ねた様式をホームページに掲載しています。 ファミリー・サポート・センター事業については、②③の代わりに活動報告書を添付してください。	利用者が区に提出 (区役所6階保育課保育運営係へ郵送または持参。日本橋・月島特別出張所への提出も可)
			月額37,000円 3歳児クラスから5歳児クラスまでの全世帯			
新制度移行幼稚園および認定こども園(短時間・幼稚園部分)	B	区立幼稚園	全額	満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子どもで、住民税非課税世帯に属する子ども(区立幼稚園を除く) 月額最大16,300円	①(※1)・②・③ ◎区立幼稚園で実施する預かり保育(明石・有馬・月一)分については、②③の提出が不要です。	幼稚園を通して区(学務課学事係)に提出 請求方法や請求時期などについては学務課からお知らせします。
		区立幼稚園以外	全額			
新制度未移行の幼稚園など	C	私立幼稚園	月額25,700円	満3歳になった最初の4月1日から小学校入学前までの子ども 月額最大11,300円	①・②・③ ◎①は園から配布されます。 ◎在籍幼稚園の利用分については、②③を園が区に提出する場合があります。	在籍園に提出 請求方法や請求時期については園を通じてお知らせします。
		国立大学附属幼稚園	月額8,700円			
		国立大学附属特別支援学校幼稚部	月額400円			
D 東京都認証保育所			詳しくは区ホームページ内「令和2年度認証保育所保育料の補助」のページをご覧ください。			

(※1)区のホームページに様式を掲載しています。A4両面で印刷してください。また、区役所6階保育課・学務課および日本橋・月島出張所でも配布しています。

(※2)区立幼稚園および「預かり保育の実施時間数等が少ない園」については、在籍園の預かり保育の他に認可外保育施設等利用分も合算することができます。

「預かり保育の実施時間数等が少ない園」に該当するかについては、園にご確認ください。

凡例

日 時

場 会 場

対 象 対 象

内 容 内 容

定 員 定 員

費 用 費 用

申 込 申 込

申 込 申 込

申 込 申 込

申 込 申 込

申 込 申 込

申 込 申 込

申 込 申 込

申 込 申 込

申 込 申 込

申 込 申 込

申 込 申 込

申 込 申 込

申 込 申 込

申 込 申 込

申 込 申 込

申 込 申 込

申 込 申 込

申 込 申 込

申 込 申 込

情報コーナー

遊ぶ知る

学ぶ

施設

銀座ブロッサム(中央会館)

銀座ブロッサムには、ホール(定員900人)の他、結婚式場と披露宴会場があります。披露宴で使われる集会室(30～144人、5室有り)は、全室「花」をテーマにした華やかな内装が特徴で結婚披露宴はもとより、同窓会、講演会、研修会、お祝い事などの各種会合にご利用いただけます。

また、結婚披露宴のご利用で新郎新婦いずれかの方が区内在住・在勤の場合は、特典をご用意しています。

問銀座ブロッサム(中央会館)

☎(3542)8585

月島第三小学校温水プール一般開放継続のお知らせ

月島スポーツプラザ大規模改修工事に伴い一般開放している月島第三

日 時	対 象	団体コース貸し切り申し込み
平日：午後6時～9時 土曜日：午後1時～9時 日曜日、祝日・休日：午前9時～午後9時	・個人利用 ・団体コース貸し切り	場所：月島第三小学校温水プール受付 申込開始日：利用を希望する日の前月1日(1日が休業日の場合は、その日以降の直近の開放日)の利用時間の開始から30分後 ◎申込開始日以降は左記の利用時間内にて先着での申し込みとなります。

保健・医療・福祉

障害のある方の手当の制度案内

手当の受給には所得や年齢、障害の程度などによる受給制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。

なお、手当月額は令和2年4月1日現在の支給額です。

心身障害者福祉手当

65歳未満で身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1級、脳性まひまたは進行性筋萎縮症の方

【手当月額】

- ・身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～3度、脳性まひまたは進行性筋萎縮症 15,500円
- ・身体障害者手帳3級、愛の手帳4度、精神障害者保健福祉手帳1級 10,200円

重度心身障害者手当

65歳未満で、重度の知的障害と著しい精神症状のある方、重度の知的障害とおおむね身体障害者手帳1～2級程度の障害が重複している方または重度の肢体不自由で四肢および体幹機能が失われている方

【手当月額】

60,000円

◎心身障害者福祉手当・重度心身障害者手当について、受給者の20歳到達により、所得制限要件が扶養義務者から本人所得に変わります。

豊海テニス場受付事務所移転および電話番号変更

豊海テニス場受付事務所は、豊海区民館から豊海運動公園内へ移転しました。なお、更衣室およびシャワー室は、豊海区民館をご利用ください。

【移転日】

5月1日(金)

【所在地】

豊海町3-19(豊海運動公園内)

【移転後の電話番号】

☎(3536)4017

問スポーツ課体育施設係

☎(3546)5529

小学校温水プールの利用については、工事終了後の7月以降も継続します。

【利用日時など】別表のとおり

問スポーツ課体育施設係

☎(3546)5529

特別障害者手当

20歳以上で常時特別な介護を必要とする、おおむね身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～2度程度の障害が重複している方またはこれらと同等の疾病、精神障害のある方(各種手帳を取得していなくても可)

【手当月額】

27,350円

障害児福祉手当

20歳未満で常時介護を必要とする、おおむね身体障害者手帳1級と2級の一部、愛の手帳1度と2度の一部程度の方またはこれらと同等の疾病、精神障害のある方(各種手帳を取得していなくても可)

【手当月額】

14,880円

特別児童扶養手当

20歳未満の障害のある児童(身体障害者手帳1～3級と4級の一部、愛の手帳1～3度程度、精神障害または内部障害により日常生活に著しい制限を受ける状態にある児童)を扶養している方

【手当月額】

重度 52,500円 中度 34,970円

児童育成手当(障害手当)

20歳未満の障害のある児童(おおむね身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～3度、脳性まひまたは進行性筋萎縮症)を扶養している方

【手当月額】

15,500円

問障害者福祉課障害者福祉係

☎(3546)5268

FAX(3544)0505

福祉サービス苦情相談窓口

区では、各種福祉サービスに対する苦情・相談をお受けするため、第三者による窓口を設置しています。窓口には福祉の資格を持った専門相談員を配置し、公正かつ中立な立場で問題解決に努めます。

【対象となる福祉サービス】

区が実施する高齢者、障害者、児童などを対象とした福祉に関する各種サービス

◎国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険の保険料額について

の苦情相談は対象外です。

【苦情相談できる方】

区の福祉サービスを利用している方(本人)、配偶者、3親等以内の親族など

問第1・3水曜日(祝日・休日、年末年始を除く)

午後1時～5時

場区役所4階福祉保健部管理課内

費無料

問前日までに電話またはファクスで申し込む(予約制)。

問福祉サービス苦情相談受付

☎・FAX(3546)8373

講座・催し物

シニア向けスマートフォン(アンドロイド)教室

問6月5日(金)

午後1時30分～3時30分

場八丁堀区民館3階6号室

問おおむね60歳以上の区内在住・在勤・在学者

内「スマートフォンを使用してみたい」という方を対象に、分かりやすく基本から使い方をお教えます。

定20人(申し込み多数の場合は抽選)

費無料

【講師】KDDI(株)認定講師

【教材】スマートフォン(アンドロイド)を1人1台貸し出します。

【持ち物】筆記用具

問5月12日(火)から26日(火)までに電話で申し込む(受け付けは午前9時～午後5時)。

◎当選者には5月27日(水)までに電話で連絡します。

問八丁堀区民館

☎(3555)8641

幼児食育教室～親子で楽しく学ぶ幼児食～

問6月10日(水)

午後2時～4時

場中央区保健所2階会議室

対2歳6カ月～4歳(開催日時点)の幼児と保護者

内・保護者

心と体を育む幼児食(話と料理紹介)

・幼児

「食べるこ

とが好きな

なる!食育遊び」～食べ物絵本を読んだり、野菜にふれて、楽しく学ぼう～

・親子で楽しく試食

定15組(先着順)

費無料

問5月12日(火)から電話で申し込む(電子申請も可)。

問中央区保健所健康推進課予防係

☎(3541)5930



離乳食講習会

クラス名	スタートクラス(初期～中期食)		ステップアップクラス(後期～完了期食)	
日 時	6月11日(木)	6月23日(火)	6月2日(火)	6月17日(水)
	午後1時30分～3時15分			
会 場(※1)	日本橋保健センター5階多目的室	月島保健センター多目的室	月島保健センター栄養室	中央区保健所2階栄養室
対 象(※2)	令和元年12月・令和2年1月生まれの乳児の保護者		令和元年7・8・9月生まれの乳児の保護者	
内 容	・離乳食の進め方の話		・料理の実演と試食(試食は保護者のみ)	
定 員(※3)	各22人		20人	25人
	申し込み多数の場合は抽選			
費 用	無 料			
申し込み方法	5月12日(火)から14日(木)までに電話で申し込む(受け付けは平日のみ、電子申請も可)。			
問い合わせ(申込)先	日本橋保健センター健康係 ☎(3661)5071		月島保健センター健康係 ☎(5560)0765	中央区保健所健康推進課予防係 ☎(3541)5930

(※1)各クラスいずれかの会場を選び、お申し込みください(重複申し込み不可)。
(※2)対象は、区内在住で各クラスの誕生月に該当する第1子の保護者です。
(※3)定員に満たない場合は、申し込み受付期間後も前日まで受け付けます。

女性センター「ブーケ21」
女性のための再就職支援事業
(夏コース)

キャリア講座
【日時など】別表1のとおり
【内】自分に合う働き方を探す女性を応援する講座です。スキルアップと自己変革を目指しましょう。適職発見法、応募書類で自己PRする方法、職場の人間関係で失敗しないためのストレス対策や自分を育てるスキルなどを学ぶキャリア講座の他、パソコンスキルの習得のための講座もあります。

別表1

	日 時	会 場	対 象
第1回	6月4日(木) A 午前9時30分～10時55分 B 午前11時5分～12時30分	女性センター「ブーケ21」	離職した方で再就職を希望する女性
第2回	25日(木) A 午前9時30分～10時55分 B 午前11時5分～12時30分	女性センター「ブーケ21」	◎第3回はパソコンの起動・終了、文字の入力、メールの送受信ができることが要件です。
第3回	7月9日(木) 午前10時～午後3時	ハイテクセンター(京華スクエア内)	
第4回	30日(木) A 午前9時30分～10時55分 B 午前11時5分～12時30分	女性センター「ブーケ21」	

◎第3回の「パソコン講座」は、昼休憩を1時間挟みます。
◎第1回・第2回・第4回はA、Bどちらか一方のみの参加も可能です。

【講師】キャリアコンサルタント
栗原知女 他
【申】講座開催の前日までに電話またはファクスで①・②(4面記入例参照)③電話番号④年齢⑤託児希望の方はお子さんの氏名・年齢と住所を記入して申し込む(電子申請も可)。
◎希望する講座のみの参加も受け付けます。
キャリア相談
【日時など】別表2のとおり
【内】一人一人の状況に応じた個別の相談を行います。
【申】前日までに電話で申し込む。

別表2

日 時	定 員
6月4日(木)・25日(木)、7月30日(木)	A 午後1時～ B 午後1時30分～ 各2人 Aは託児優先

共 通
【場】女性センター「ブーケ21」
◎キャリア講座の第3回のみハイテクセンター(京華スクエア内)
【対】離職した方で、再就職を希望する女性
◎キャリア相談は、男性も申し込みます。
◎「パソコン講座」は、パソコンの起動・終了や文字の入力・メールの

別表2

日 時	定 員
6月4日(木)・25日(木)、7月30日(木)	A 午後1時～ B 午後1時30分～ 各2人 Aは託児優先

◎キャリア講座後に開催します。

送受信ができる方が対象です。
費無料
【託児】生後3カ月以上の未就学のお子さんをお預かりします(1週間前の午後5時までにお子さんの氏名・年齢と住所を添えてお申し込みください。定員あり)。
【問】総務課女性施策推進係
☎(5543)0651
FAX(5543)0652

プレママクッキング

【日】6月9日(火)
午前10時30分～正午
【場】月島保健センター
【対】初めて出産される区内在住の妊婦
【内】・講話
妊娠中に知っておきたい食生活の基礎知識
・実演
妊娠中に必要な栄養素がとれる簡単料理
【定】15人(先着順)
【費】無料
【申】5月12日(火)から電話で申し込む(電子申請も可)。
【問】月島保健センター健康係
☎(5560)0765

子育て支援講習会
～乳幼児の睡眠と生活リズム～

【日】7月3日(金)
午後1時30分～3時30分
【場】日本橋保健センター4階講堂
【対】区内在住でおおむね2歳までの乳幼児の保護者
【内】乳幼児の眠りの特徴や生活リズム、寝かしつけ、夜泣きなどの睡眠問題改善のためのお話です。
【講師】NPO法人赤ちゃんの眠り研究所代表理事 清水悦子
【定】30人(申し込み多数の場合は抽選)
【費】無料
【申】5月12日(火)から6月2日(火)までに電話で申し込む。
◎7カ月以上のお子さんを保育します(13人程度、申し込み多数の場合は抽選)。
◎7カ月未満のお子さんや保育でお預かり出来ない方は保護者と一緒にご参加ください。
【問】日本橋保健センター健康係
☎(3661)5071

終活講座
～成年後見制度について～

【日】①6月12日(金) 午後6時～8時
②6月13日(土) 午前10時～正午
◎いずれの回も同じ内容です。
【場】浜町メモリアル4階会議室
【対】区内在住・在勤・在学者
【内】成年後見制度のメリットとデメリットや、実践的な法的制度の例を紹介し、注意点を分かりやすく解説します。
【講師】行政書士 島田満俊
【定】各回30人(先着順)
【費】無料
【持ち物】筆記用具
【申】5月13日(水)から電話で申し込む(受け付けは午前10時～午後8時)。
【問】浜町メモリアル
☎(5695)8051

レッツ中央契約カルチャー
スクール7月期講座

【対】中小企業に勤務する区内在住・在勤者
【内】・朝日カルチャーセンター朝日JTB・交流文化塾
◎入会金は免除、公開講座は会員料金で受講いただけます。
・池袋コミュニティ・カレッジ
◎入会金は免除、受講料10%引きで受講いただけます(一部除外あり)。
【定】各20人(先着順)
【申】5月20日(水)からレッツ中央窓口で法人会員証または法人会員受講申込書を受け取り、受講先で手続きを行う。
◎よみうりカルチャー、資格の大原、LEC東京リーガルマインドなども割引となります。
◎詳しくはお問い合わせください。
【問】レッツ中央(中央区勤労者サービス公社)
☎(3546)8610

スポーツ

ピラティス教室
～インナーマッスルを鍛えよう～

【日】6月5日(金)・12日(金)
計2回 午後1時30分～3時
【場】豊海区民館1階2号室
【対】区内在住・在勤・在学者で2回とも参加できる方
【内】体の内部を鍛えて、けがのしにくい体をつくります。
【定】15人(申し込み多数の場合は抽選)
【費】各回500円
【持ち物】タオル、飲み物
◎当日は汗をかいても大丈夫な服装でお越しください。
【申】5月13日(水)から22日(金)までに電話で申し込む(受け付けは午前9時～午後5時)。
◎当選者には5月25日(月)までに電話で連絡します。
【問】豊海区民館
☎(3536)4005

春季区民体育大会
第18回中央区キンボールスポーツ大会(サマーカップ)

【日】7月5日(日) 午前9時～
【場】総合スポーツセンター主競技場
【対】区内在住・在勤・在学者(小学生以上)
【部門など】別表3のとおり
【試合形式】全競技部門1試合1ピリオド7分で、予選・準決勝・決勝を行う予定です。日本キンボールスポーツ連盟のルールをもとに、区独自の申し合わせ事項を採用します。
【参加費】小学生：1人につき300円

中学生以上：1人につき500円
◎参加費は大会参加決定後、振り込みでお願いします。
【ルール説明会・代表者会議】6月21日(日) 築地社会教育会館 屋内体育場 午後1時30分～3時30分(ルール説明会) 午後3時30分～4時30分(代表者会議)
◎大会参加者はできるだけルール説明会に出席してください。
◎代表者会議に出席しないチームは棄権と見なします。
【申】6月7日(必着)までに中央区体育協会のホームページで所定の参加申込書をダウンロード後、必要事項を入力の上、メールにて中央区キンボールスポーツ連盟に送信してください。
◎申し込みの際、メールの件名は、「R2サマーカップ参加申込」としてください。
◎参加決定通知は後日メールにてお知らせします。
【問】中央区体育協会事務局
☎(3546)5729
【HP】<https://www.chuo-taikyo.jp/>
【E】中央区キンボールスポーツ連盟 chuo.kinball@gmail.com

別表3

部 門	参加対象
競 技 部 門	小学1・2年生部門 小学校1・2年生で構成されたチーム
	小学3・4年生部門 小学校3・4年生で構成されたチーム
	小学5・6年生部門 小学校5・6年生で構成されたチーム
	エンジョイ(両手)部門 中学生以上の男女で構成されたチーム
	エンジョイ(レディース)部門 中学生以上の女性で構成されたチーム

凡例
日時
会場
対象
内容
定員
定員
費用
申し込み方法
問い合わせ(申込先)
HP
ホームページアドレス
Eメールアドレス

凡例

日日時

場会場

対対象

内内容

定定員

費費用

申申し込み方法

問問い合わせ

先申込

HPホームページ

アドレス

Eメールアドレス

税

事業主の皆様へ e L T A X (エルタックス) を 利用した住民税の電子納税

e L T A X を利用して、住民税(特別区民税・都民税の特別徴収分・退職所得に係る納入申告)の納入ができます。金融機関などに出向く必要がなく、オフィスなどでインターネットを通じて手軽に納入できます。

【電子納税の利用に当たって】

e L T A X の利用者 I D と e L T A X 対応ソフトウェアの取得が必要です。また、指定番号や納入金額の確認や入力のために、最新の特別徴収税額の決定・変更通知書もご用意ください。

○電子納税により納入された場合は、領収証書は発行されません。

問・e L T A X の利用について
e L T A X ヘルプデスク

☎(0570)081459

・納入の確認について
税務課収納係

☎(3546)5276

HP e L T A X (地方税ポータルシステム)
https://www.eltax.lta.go.jp/

軽自動車税(種別割)の 納期限・減免の手続きは 6月1日(月)まで

4月1日現在、軽自動車など(原動機付自転車などを含む)を所有する方へ軽自動車税(種別割)の納税通知書を5月11日(月)に郵送します。

お近くの金融機関、郵便局、コンビニエンスストアまたは区役所2階税務課、日本橋・月島特別出張所で6月1日(月)までに納めてください。

なお、納税通知書には、車検を必要とする車両のための継続検査用納税証明書が付いています。大切に保管し、使用してください。

○モバイルレジによる納付もできます。納付方法は金融機関から引き落とすモバイルバンキングとクレジットカード払いがあります(モバイルバンキングを利用する方は、金融機関にモバイルバンキングの利用手続きが必要です)。

○モバイルレジで支払った場合、納付書に付属した継続検査用納税証明書は使用できません。継続検査用納税証明書が必要な場合は、上記金融機関などで納めてください。

○納税証明書に納付いただいた金額が反映されるまで2週間程度の期間を要します。モバイルレジで納付後納税証明書などが必要な方は、反映後に窓口か郵送により申請してください。

障害のある方を対象とした減免

対①身体または精神に障害のある方が所有する軽自動車などで次に該当する場合

- ・本人が主として運転する場合
- ・生活を共にする方が、本人の通院などのために運転する場合
- ・障害のある方のみで構成される世帯(1人暮らしの場合も含む)で、常時介護する人が運転する場合

②障害のある方が主として利用するための構造となっている軽自動車

など

○減免に該当する障害区分・等級および必要書類など詳しくはお問い合わせください。

問税務課管理係

☎(3546)5267



その他

6月1日は人権擁護委員の日

人権は、人が幸せに生きていく上で最も大切な権利です。全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行されたこの日を「人権擁護委員の日」と定めています。

「いじめ」や「差別」など人権問題でお困りの方は、ぜひご相談ください。秘密は守られます。

回毎月第3木曜日

午後1時～4時

場区役所1階区民相談室

【人権擁護委員】

・山本 隆

・小澤哲郎

・渥美哲夫

・平賀淳子

・瀬川 徹

・高木 茂

・小林由佳

・嶋田一夫

・宮田直紀

費無料

問まごころステーション(区民相談)

☎(3546)9590

マル経融資のご案内 小規模事業者経営改善資金融資制度

マル経融資は商工会議所の経営指導と推薦により日本政策金融公庫から事業資金として融資される安心で有利な国の制度です。

融資条件

【利用できる方】

従業員が20人以下(ただし、商業・サービス業は5人以下)の法人・個人事業主の方

【融資限度額】

2,000万円(令和3年3月31日 日本政策金融公庫受け付け分まで)

【資金使途・返済期間】

・運転資金 7年以内

・設備資金 10年以内

【担保・保証人】

不要(信用保証協会の保証も不要)

【利率】

年1.21%(令和2年3月2日現在)

○区内事業所には利子の補助制度があります。

○他にも要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

○審査の結果、ご希望に添えないことがあります。

問東京商工会議所中央支部

☎(3538)1811

電気自動車用電気エコ(急速充電)スタンドのご利用を

区では、自動車公害や地球温暖化対策の一環として低公害車の普及を促進するために、区内3カ所に電気自動車用電気エコ(急速充電)スタンドを設置しています。

【設置場所】

①中央区役所附属駐車場(築地1-1-1先)

②浜町公園地下駐車場(日本橋浜町2-59-4)

③月島駐車場(月島4-1-1)

【利用時間】

【①について】

終日利用可

【②および③について】

午前7時～午後10時(入庫は午後9時まで)

【利用料金】

無料

○利用申請などの手続きは不要です。

○②および③は有料駐車場ですが、充電スタンドを利用する場合は、入庫から出庫までの時間が1時間以内であれば駐車料金は無料です。

問環境推進課温暖化対策推進係

☎(3546)5406

あたたかい善意 ありがとうございました

【社会福祉協議会への寄付】

令和2年3月分寄付合計562,297円(敬称略・順不同)

【一般寄付金】

佃二丁目鈴木猛夫…1,026円、公益社団法人中央区医師会…300,000円、株式会社グローバルケア…10,000円、第一生命カードサ

ービス株式会社…84,338円、石原信夫…100,000円、浜町学童クラブなかよし会…32,224円、鈴木邑次…10,000円、銀座育成婦人会…3,000円、有限会社三谷葬儀社…10,000円、三谷和美…5,000円、匿名(3件)…3,709円(内訳1,100円、1,600円、1,009円)

【ボランティア基金】

中央美世の会…3,000円

問中央区社会福祉協議会管理部

☎(3206)0506

受験生チャレンジ支援貸付事業

対中学3年生、高校3年生などのお子さんのいる一定所得以下の世帯で、①～⑦の全てに該当する方

①世帯の生計中心者(20歳以上)であること

②世帯(父母など養育者)の総収入または合計所得金額が一定の基準以下であること(別表のとおり)

③預貯金など資産の保有額が600万円以下であること

④現在居住している場所以外に土地、建物を所有していないこと

⑤都内に引き続き1年以上在住(住民登録)していること

⑥生活保護世帯でないこと

⑦世帯の構成員に暴力団員がいないこと

【貸し付け内容】

①学習塾等受講料貸付金

別表

総収入：給与収入と年金収入(年間)

世帯人数	2人	3人	4人	5人
一般	—	3,343,000円	3,864,000円	4,415,000円
ひとり親	3,018,000円	3,788,000円	4,415,000円	4,832,000円

合計所得金額：事業所得等(年間)

世帯人数	2人	3人	4人	5人
一般	—	2,160,000円	2,551,000円	2,992,000円
ひとり親	1,933,000円	2,850,000円	2,992,000円	3,325,000円

○収入要件は、特別区市町村民税・都民税の課税証明書で確認をします。

区民どうしのたすけあい家事 サポート 「虹のサービス」協力会員募集

虹のサービスは、高齢や障害、出産などにより、日常的な家事にお困りの方(利用会員)を、地域の方(協力会員)がお手伝いする、助け合い活動です。協力会員への事業説明と登録手続きのため、オリエンテーションを開催します。

【協力会員】

資格や経験は不要です。男性の方も大歓迎です。

【活動内容】掃除、洗濯・アイロンがけ、布団干し、買い物、食事の支度、外出の付き添い、見守り、話し相手、代読・代筆、薬の受け取りなどの代行、車いす介助など

【謝礼】1時間800円

【協力会員登録オリエンテーション】

回①5月28日(木)

午後1時30分～4時

②6月26日(金)

午前9時30分～正午

場中央区社会福祉協議会3階会議室

対18歳以上で地域の助け合い活動の主旨を理解し、利用会員の自宅などで家事をお手伝いいただける方

内虹のサービス事業の概要説明、活動紹介ビデオの上映、登録書類の記載など

回①5月22日(金)②6月22日(月)までに、電話、ファクス、またはEメールで①～④(4面記入例参照)を記入して申し込む。

問中央区社会福祉協議会在宅福祉サービス部

☎(3206)0603

FAX(3523)6386

Ezaitaku@shakyo-chuo-city.jp

貸付限度額 200,000円

②受験料貸付金

・高校受験料

貸付限度額 27,400円

・大学等受験料

貸付限度額 80,000円

○借り入れ申し込みには当たっては、原則連帯保証人が1人必要です。

○申し込みから貸し付けまでおおむね1カ月かかります。

○貸付金は高校、大学などに入学した場合など、一定の手続きにより返済が免除されます。

○貸し付けには審査があります。申し込みには当たっては事前に窓口での説明(要予約)がありますので、まずはお問い合わせください。

問中央区社会福祉協議会管理部庶務課

☎(3206)0506



中小企業技術者高度研修費用の助成

区内の中小企業に勤務し、事業活動のために一定の技術を有している中堅技術者が、さらに高度な技術を習得することを目的に、専門研修機関などが実施する高度技術研修会に参加する場合、その費用の一部を助成します。

【補助率】研修費用の2分の1

【限度額】100,000円

【必要書類】申請書、研修会の内容および受講料が分かるもの、企業概要

◎申請書は区のホームページからダウンロードできます。

◎参加する研修会の概要などを事前に確認しますので、申請の前にご相談ください。

問商工観光課中小企業振興係

☎(3546)5487

こども避難所「こども110番」にご協力を

区では、子どもたちを路上犯罪から守るため、地域の皆さんの協力を得て緊急時に子どもが避難できる場所「こども110番」を設置しています。

ご協力いただく家庭・店舗・事業所などの皆さんには、子どもが助けを求めてきた際に、安全に保護した後、学校・保護者・警察へ連絡・通報するようお願いしています。

学校と地域が一体となって子どもたちの安全を確保するために、より多くの方のご協力をお願いします。

ご協力いただける場合は、通学区域の小学校にご連絡ください。

なお教育委員会では、万が一「こども110番」の協力者が被害を受けた



▲避難場所を示すステッカー

中央エコアクト(事業所用)参加者募集中

中央エコアクト(事業所用)は、事業所における環境活動により、二酸化炭素の排出量を減らしていく仕組みです。空室・不在時の小まめな消灯、適正な冷暖房温度の設定など、省エネルギー活動を実施することで、電気やガスなどのエネルギー使用量を減らし、事業コストの削減を図ることができます。省エネルギー活動を一定期間取り組み、成果をあげた事例表1

認証事業所	
朝日新聞販売協同組合	山名ビル
(株)文栄社	(株)平田 日本橋浜町平田ビル
(一社)日本アルミニウム協会	富士自動車(株) 富士中央ビル
(株)京都産業センター	(株)村田洋白商店
(株)サービスセンター	小菱商事(株)
押谷フエルト化成(株)	ジャコワ(株) ジャコワ第3ビル
松本(株) マツモトビル	戸田ビルパートナーズ(株)プライム築地ビル
小沢(株)	東京菅公学生服(株)
誠文社印刷(株)	(有)伊勢友
(株)サービスセンター 箱崎物流センター	(有)えびすや天池
木挽商事(有) 木挽ビル	下田通商(株) 長瀬産業本町ビル
(株)クリスタルジャパン	中里(株)Nビル
(株)浅野製版所	がんだれ
(株)いまの	つきじ左光
落合(株)	ジャパンフードサービス(株) BAL873
東信商事(株) 東信商事ビル	ジャコワ(株) ジャコワ第1ビル
萬世建設(株)	—

場合に補償を行うため、災害補償保険に加入しています。

問学務課学事係

☎(3546)5513

「中央区まちかど展示館」季刊誌Vol.8(日本橋編Part.3)発行

江戸開府以来400年の歴史と伝統を誇る中央区に伝わる多様な文化資源を紹介している「まちかど展示館」では、季刊誌を発行し展示館の魅力について発信しています。

今回発行された「Vol.8日本橋編Part.3」では、江戸の町人文化を色濃く残す日本橋エリアを特集し、日本橋界隈の展示館や区の夏祭りについて紹介しています。

◎季刊誌は区役所や各まちかど展示館で配布する他、まちかど展示館のホームページからダウンロードすることもできます。

問まちかど展示館運営協議会事務局(文化・生涯学習課内)

☎(3546)5346

HPhttps://chuoku-machikadotenjikan.jp/

ハッピー買物券の払戻期限は5月29日(金)まで

令和元年度に販売したハッピー買物券は、3月31日(火)で使用期限が終了しました。やむを得ず未使用となった場合のみ、プレミアム分を差し引いて払い戻します。

◎敬老のお祝いとして贈呈した「寿」の印刷のある敬老買物券、出産のお祝いとして贈呈した「祝」の印刷のある新生児誕生祝買物券については払い戻しできませんのでご注意ください。

【払戻期限】5月29日(金)まで(土・日曜日、祝日・休日を除く)

午前8時30分～午後5時

業所には区から認証書を交付します。

【認証の特典】

- ・自然エネルギーおよび省エネルギー機器等導入費助成制度での助成額の上乗せ
- ・環境配慮事業所として、区のホームページや「区のおしらせ ちゅうおう」で紹介 など

中央エコアクト認証事業所の紹介(4月1日現在 33社)

別表1のとおり

問環境推進課温暖化対策推進係

☎(3546)5628

場区役所7階商工観光課

【持ち物】未使用の買物券、印鑑(スタンプ印不可)、振込口座の分かるもの(通帳など)

◎期限を過ぎると払い戻しは一切できませんのでご注意ください。

問商工観光課中小企業振興係

☎(3546)5487

安全・安心なまちづくりに向けて

犯罪を未然に防ぐため、防犯対策支援事業をご利用ください。

◎申請手続きは、郵送でも行うことができます(ただし、地域見守り活動支援事業助成を除く)。

◎防犯アドバイザーの派遣については、新型コロナウイルス感染症の影響により日程を調整する場合があります。

安全・安心おまかせ出前相談

区が委託した防犯アドバイザー(防犯設備士資格者)があらかじめ日時を調整の上ご自宅を訪問し、空き巣など住まいの防犯対策について専門的なアドバイスをを行います。

対区内在住者

費無料(住宅1戸につき1回限り)

申希望する日の2週間前までに申請書に必要事項を記入して申し込む。

住まいの防犯対策助成

「安全・安心おまかせ出前相談」のアドバイスに沿って、防犯性能の高い錠への取り替えや補助錠の取り付けなどを行った場合、その防犯対策に要した費用の一部を助成します。

対区内在住者

【助成金額】

5,000円以上の費用を要した場合に2分の1を助成(上限10,000円・住宅1戸につき1回限り)

申事前に内容を申告し、申請書に必要事項を記入して申し込む。

共同住宅等生活安全(防犯)アドバイザーの派遣

町会・自治会、商店会、分譲マンション管理組合、賃貸マンション居住者の集会などに対して、共同住宅などの有効な防犯対策について助言・提案などを行う防犯アドバイザーを派遣します。

対地域団体など

費無料

申希望する日の2週間前までに申請書に必要事項を記入して申し込む。

防犯設備整備費助成

「共同住宅等生活安全(防犯)アドバイザーの派遣」を受けた団体が、防犯カメラなどの防犯設備を整備する場合(防犯設備の購入および取り付けまたは既に設置済みの防犯設備の取り替え)、その整備に要した費用の一部を助成します。

◎設備を賃借する場合は、今年度分の費用のみ助成の対象になります。

対町会・自治会、商店会、分譲マンション管理組合など

【対象設備】

犯罪の防止を目的として設置する防犯カメラなど

【補助率・助成限度額】

- ・町会・自治会 3分の2・200万円
- ・商店会(町会などとの連携実施の場合) 3分の2・600万円
- ・分譲マンション管理組合など

2分の1・50万円

申助成に必要な手続を完了し、工事着工前に申請書に必要事項を記入して申し込む。

地域見守り活動支援事業助成

町会・自治会、商店会などの地域団体が、防犯カメラなどの防犯設備を整備する場合(防犯設備の購入および取り付けまたは既に設置済みの防犯設備の取り替え)、その整備に要した費用の一部を、都と区が連携して助成します。

◎6月中の受け付けですので、防犯カメラ設置を検討されている地域団体は、事前にご相談ください。

対町会・自治会、商店会などの地域団体

【対象設備】

犯罪の防止を目的として設置する防犯カメラなど

【補助率・助成限度額】

・町会・自治会が単独で実施する場合 6分の5・500万円

・二つ以上の町会・自治会、商店会が連携して実施する場合 6分の5・750万円

◎商店会は町会などと連携した場合同様に限ります。

◎予算額に達した時点で今年度の助成事業は終了となります。

問危機管理課危機管理担当

☎(3546)5087

中央区区内散歩(第1～9集)販売中

昭和60年度から平成22年度まで「区のおしらせ」で連載していた「区内散歩」に文化財調査指導員などが加筆し、より内容を充実させた「中央区区内散歩」を発刊しています。

【各集の主な項目】

- ・第1集 「下町の一年」 など
- ・第2集 「江戸の面影」 など
- ・第3集 「記念碑・文化財をめぐる」 など
- ・第4集 「江戸の町となりわい」 など
- ・第5集 「江戸―近代への胎動」 など
- ・第6集 「日本橋が生んだ文学」 など
- ・第7集 「中央区俳人群像」 など
- ・第8集 「夢二永遠の女笠井彦乃」 など
- ・第9集 「関東大震災」 など

【価格】

別表2のとおり

【販売場所】

- ・区役所1階情報公開コーナー
- ・郷土天文館「タイムドーム明石」
- ・女性センター「ブーケ21」
- ・京橋図書館「地域資料室」
- ・特別区自治情報・交流センター(千代田区飯田橋3-5-1)

問広報課広報係

☎(3546)5216

別表2

名 称	価 格
中央区内散歩 第1～4集	各500円
中央区内散歩 第5・6集	各400円
中央区内散歩 第7集	600円
中央区内散歩 第8集	700円
中央区内散歩 第9集	630円

Eメールアドレス

(8) 「区のおしらせ ちゅうおう」は区役所、特別出張所、区民館などの区施設、コミュニティバス、区内公衆浴場、一部金融機関、百貨店、ファミリーマート（一部店舗を除く）、都営地下鉄の駅（東銀座・宝町・築地市場・日本橋・人形町・東日本橋・馬喰横山・浜町・勝どき・月島）、東京メトロの駅（京橋・銀座・東銀座・新富町・築地・八丁堀・三越前・日本橋・人形町・茅場町・小伝馬町・水天宮前・月島）、ＪＲの駅（新日本橋・馬喰町）、文化堂でも配布しています。